

議案第 1 1 0 号

小田原市病院事業の料金等に関する条例

(趣旨)

**第 1 条** この条例は、小田原市病院事業に係る診療その他の業務（以下「診療等」という。）の料金その他の費用（以下「料金等」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(料金等)

**第 2 条** 病院事業管理者（以下「事業管理者」という。）は、診療等について、料金等を徴収する。

2 健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）その他の法令（以下この条において「法令」という。）によりその額を定められた診療等に係る料金等の額は、法令の定めるところにより算定した額とする。

3 法令の適用を受ける入院時の食事療養に係る料金等の額は、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省告示第 9 9 号。第 5 項において「療養費算定基準」という。）により算定した食事療養費の額とする。

4 法令の適用を受けない診療等に係る料金等の額は、診療報酬の算定方法（平成 2 0 年厚生労働省告示第 5 9 号）に基づき 1 点の単価を 1 5 円として計算して得た額に、消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）第 2 9 条の税率と当該税率に地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 7 2 条の 8 3 の税率を乗じて得た率とを合計した率（以下「消費税率等」という。）に 1 を加えた率を超えない範囲内で事業管理者が定める率を乗じて得た額（その額に 1 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

5 法令の適用を受けない入院時の食事療養に係る料金等の額は、療養費算定基準により算定した食事療養費の額に 1 0 0 分の 1 5 0 を乗じて得た額を超えない範囲内で事業管理者が定める額とする。ただし、消費税法第 6 条第 1 項の規定により消費税を課さないこととされる食事療養以外の食事療養については、その額に消費税率等に 1 を加えた率を乗じて得た額（その額に 1 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

6 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号。以下「療養告示」という。）に規定する療養及び第2項から前項までの算定方法により難い診療等に係る料金等の額は、別表に定めるもののほか、事業管理者が別に定める額とする。

7 第2項から前項までの規定にかかわらず、国及び地方公共団体並びに社会保険団体等との間の特別な契約により行う診療等に係る料金等の額は、当該契約において定める額とする。

（料金等の徴収時期）

**第3条** 料金等は、その都度、徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、入院患者に係る料金等は、毎月末をもって計算し、事業管理者が定める日までに徴収する。ただし、退院する月の診療等に係る料金等は、退院の際に徴収する。

3 前2項の規定にかかわらず、契約で定める場合、救急診療等でその都度徴収することが特に困難な場合その他事業管理者が定める場合は、事業管理者が定める日までに徴収する。

（料金等の減免等）

**第4条** 事業管理者は、特に必要と認めるときは、料金等を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができる。

（債権の放棄）

**第5条** 事業管理者は、料金等に係る債権の消滅時効が完成したときは、当該債権を放棄することができる。

（委任）

**第6条** この条例に定めるもののほか、料金等の徴収に関し必要な事項は、事業管理者が定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（小田原市立病院の診療報酬等に関する条例の廃止）

2 小田原市立病院の診療報酬等に関する条例（昭和41年小田原市条例第60号。次

項において「旧条例」という。)は、廃止する。

(旧条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の際、旧条例の規定に基づいて徴収すべき診療報酬その他の費用については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

| 種 別                      |           |     | 単 位 | 金 額                              |                                  | 付 記                                                                                                                                                                       |
|--------------------------|-----------|-----|-----|----------------------------------|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                          |           |     |     | 市民等                              | 市民等以外の者                          |                                                                                                                                                                           |
| 特 別 入 院 室 料<br>（ 加 算 額 ） | 特 別 室     | A   | 1 日 | 2 2 , 0 0 0 円<br>( 2 0 , 0 0 0 ) | 3 0 , 8 0 0 円<br>( 2 8 , 0 0 0 ) | 1 病院の都合又は患者の病状により特別入院室料を加算する病室を使用させる場合は、加算しない。<br><br>2 L D R室は、非課税とする。<br><br>3 ( ) 内は、小児患者が特別室を使用する場合の料金の額とする。<br><br>4 消費税法別表第2第8号に規定する資産の譲渡等に該当する場合は、消費税率等を除いて得た額とする。 |
|                          |           | B   |     | 1 1 , 0 0 0 円<br>( 1 0 , 0 0 0 ) | 1 5 , 4 0 0 円<br>( 1 4 , 0 0 0 ) |                                                                                                                                                                           |
|                          | L D R 室   |     |     | 2 0 , 0 0 0 円                    | 2 8 , 0 0 0 円                    |                                                                                                                                                                           |
|                          | 特 別 4 床 室 |     |     | 3 , 8 5 0 円                      | 5 , 3 9 0 円                      |                                                                                                                                                                           |
| 初 診 時 選 定<br>療 養 費       |           | 医 科 |     | 7 , 7 0 0 円                      |                                  | 療養告示第2条第4号に規定する初診に該当する場合とする。                                                                                                                                              |
|                          |           | 歯 科 |     | 5 , 5 0 0 円                      |                                  |                                                                                                                                                                           |
| 再 診 時 選 定<br>療 養 費       |           | 医 科 | 1 回 | 3 , 3 0 0 円                      |                                  | 療養告示第2条第5号に規定する再診に該当する場合とする。                                                                                                                                              |
|                          |           | 歯 科 |     | 2 , 0 9 0 円                      |                                  |                                                                                                                                                                           |

|                 |        |                                                                                                                                                                                                                            |                                        |
|-----------------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 特別長期入院料         | 1<br>日 | 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年厚生労働省告示第498号）第10号に規定する通算対象入院料の基本点数に100分の15を乗じて得た点数を用いて診療報酬の算定方法の例により算定した額に、消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）                                                                | 療養告示第2条第7号に規定する入院に該当する場合とする。           |
| 多焦点眼内レンズ支給選定療養費 | 1<br>回 | 水晶体再建に使用する眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点眼内レンズの費用から診療報酬の算定方法による水晶体再建術において主に使用する眼内レンズ（その他のものに限る。）の費用を控除した額及び当該多焦点眼内レンズの支給に当たり必要となる検査（保険外併用療養費の支給の対象となる検査を除く。）の費用の額の合算額を基準として事業管理者が定める額に、消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額） | 療養告示第2条第11号に規定する多焦点眼内レンズの支給に該当する場合とする。 |
|                 |        | 療養告示第2条第15号に規定する後発医薬品（以下「後発医薬品」という。）のある同号に規定する新医薬品等（以下「長期収載品」とい                                                                                                                                                            | 療養告示第2条第15号に規定する処方等又は調剤に該当する場合とする。     |

|            |    |                                                                                                                                      |          |                                                                     |
|------------|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|---------------------------------------------------------------------|
| 長期収載品選定療養費 | 1回 | う。)の薬価から当該長期収載品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格に4分の1を乗じて得た価格を用いて診療報酬の算定方法の例により算定した点数に10円を乗じて得た額に、消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) |          |                                                                     |
| 妊婦健康診査料    | 1件 | 3,000円                                                                                                                               |          | 診察時間以外の時間において診察又は出産をした場合は、診療報酬の算定方法により算定した額の範囲内において事業管理者が定める額を加算する。 |
| 分娩介助料      |    | 70,000円                                                                                                                              | 100,000円 |                                                                     |
| 無痛分娩料(加算額) |    | 150,000円                                                                                                                             |          |                                                                     |
| 新生児保育料     | 1日 | 6,000円                                                                                                                               |          |                                                                     |
| 育児相談料      | 1件 | 3,300円                                                                                                                               |          | 消費税法別表第2第8号に規定する資産の譲渡等に該当する場合は、消費税率等を除いて得た額とする。                     |
|            |    | 診療報酬の算定方法により算定した                                                                                                                     |          |                                                                     |

|       |                  |     |                                           |  |
|-------|------------------|-----|-------------------------------------------|--|
| がん検診料 |                  |     | 額に消費税率等に 1 を加えた率を乗じて得た額の範囲内において事業管理者が定める額 |  |
| 文書料   | 診断書              | 1 件 | 2, 2 0 0 円                                |  |
|       | 死亡診断書<br>(死体検案書) |     | 3, 3 0 0 円                                |  |
|       | 特殊診断書            |     | 5, 5 0 0 円                                |  |
|       | 証明書              |     | 1, 4 3 0 円                                |  |
|       | 特殊証明書            |     | 4, 4 0 0 円                                |  |
|       |                  |     |                                           |  |
| 死体処置料 |                  | 1 体 | 3, 3 0 0 円                                |  |

備考 この表において「市民等」とは、小田原市、南足柄市、足柄上郡中井町、大井町、松田町、山北町若しくは開成町又は足柄下郡箱根町、真鶴町若しくは湯河原町の区域内に居住する者をいい、「市民等以外の者」とは、これらの者以外の者をいう。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

(理由)

新病院で行う病院事業における料金その他の費用の徴収に関し必要な事項を定めるため提案するものであります。